（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官四百六十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十六人以内及び金融証券検査官五百六十五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十一人以内及び調査官三百七十七人以内を置く。

［２・３　略］

（管財部及び管財第一部に置く課等）

第二百三十五条　管財部（関東財務局にあっては、管財第一部。次項において同じ。）に、次の表に掲げる課を置く。

［略］

２　前項に掲げる課のほか、管財部に、国有財産調整官（北陸財務局、九州財務局及び福岡財務支局を除く。）、特別国有財産管理官（中国財務局に限る。）、統括国有財産管理官、特別国有財産監査官（関東財務局に限る。）、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官（関東財務局を除く。）を置く。

３　国有財産調整官、特別国有財産管理官、統括国有財産管理官、特別国有財産監査官、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

財務局又は財務支局名	国有財産調整官	特別国有財産管理官	統括国有財産管理官	特別国有財産監査官	統括国有財産監査官	首席国有財産鑑定官
北海道財務局	一人	一人	三人	一人	一人	一人
東北財務局	一人	一人	三人	一人	一人	一人
関東財務局	二人	一人	四人	一人	三人	一人

近畿財務局	一人	一人	一人	三人	三人	二人
中国財務局	一人	一人	一人	一人	三人	一人
四国財務局	一人	一人	一人	一人	二人	一人
九州財務局	一人	一人	一人	一人	三人	一人
福岡財務支局	一人	一人	一人	一人	二人	一人
合計	四人	七人	八人	十四人	三十七人	十人

（上席主計実地監査官及び主計実地監査官）

第二百二十八条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官四十五人以内及び主計実地監査官四百五十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席金融証券検査官及び金融証券検査官）

第二百三十二条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十五人以内及び金融証券検査官五百四十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十二人以内及び調査官三百六十二人以内を置く。

［２・３　同上］

（管財部及び管財第一部に置く課等）

第二百三十五条　管財部（関東財務局にあっては、管財第一部。次項において同じ。）に、次の表に掲げる課を置く。

［同上］

２　前項に掲げる課のほか、管財部に、国有財産調整官（北陸財務局及び福岡財務支局を除く。）、特別国有財産管理官（中国財務局に限る。）、統括国有財産管理官、特別国有財産監査官（関東財務局に限る。）、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官（関東財務局を除く。）を置く。

３　国有財産調整官、特別国有財産管理官、統括国有財産管理官、特別国有財産監査官、統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官の財務局及び福岡財務支局別の定数は、次のとおりとする。

財務局又は財務支局名	国有財産調整官	特別国有財産管理官	統括国有財産管理官	特別国有財産監査官	統括国有財産監査官	首席国有財産鑑定官
北海道財務局	一人	一人	三人	一人	一人	一人
東北財務局	一人	一人	三人	一人	一人	一人
関東財務局	二人	一人	四人	一人	三人	一人

近畿財務局	一人	一人	一人	三人	三人	二人
中国財務局	一人	一人	一人	一人	三人	一人
四国財務局	一人	一人	一人	一人	二人	一人
九州財務局	一人	一人	一人	一人	三人	一人
福岡財務支局	一人	一人	一人	一人	二人	一人
合計	四人	七人	八人	十四人	三十六人	十人